

楽器・音響機器等による音楽演奏、マイク等拡声器を使用する際の遵守事項

※必ず内容の確認をしたうえでチェックしてください。

Mina さかい堺市市民交流広場（以下、「広場」）は、まちのにぎわいを生み出す交流空間、市民の皆さまに親しまれる憩いの空間として設置しました。

しかし、広場は公的施設や商業・業務施設、居住施設に近接する公共空間でもあり、楽器・音響機器等による音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなど音を発する催しについて、騒音に対する苦情が多数寄せられています。

このような状況を踏まえ、楽器・音響機器等による音楽演奏、マイク等拡声器によるパフォーマンスなどを行われる使用者の皆様には、以下の事項をご確認の上、遵守いただきますようお願いいたします。

なお、遵守されていない場合、使用許可を取り消すことがあります。その場合、使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、市はその責めを負いません。

<遵守事項>

音量等、周辺環境に配慮する

- (1) 申請内容と異なる楽器や音響機器、拡声器等を使用しない。
- (2) 音量は、演奏中でも広場に接する歩道や隣地との境界で会話ができる程度に調整する。
- (3) マイクやスピーカーの配置は、周辺の商店街や住宅に配慮し、広場内に音が集約する位置や向きにする。
- (4) 原則音響技術者を配置し、申請者（使用責任者）の監督下でオペレーションを行う。音響技術者等の専門家を配置できない場合でも、機器の配置、および音量調整に十分な注意を払う。
- (5) 演奏と演奏の間にインターバルを設ける等、長時間休みなく音を出し続けることがないプログラム構成にする。
- (6) リハーサルを含め、申請した時間を超えて音を出す行為を行わない（原則午前 11 時～午後 5 時の間に限り可能）。
- (7) リハーサルは必要最小限の時間にとどめ、音量を抑えて行う。
- (8) 周辺住民や通行者の方々などに不快感を与えないよう十分配慮する。

広場使用者として責任をもつ

- (1) 『Mina さかいの使用ガイド』をよく読み、使用時間や使用場所、使用上のルールを守って広場を使う。
- (2) 広場使用中は、使用責任者が広場に常駐して行事の管理を行い、また会場内において窓口および連絡先を明確にし、周辺住民等や市、警察等からの連絡を常時受けることができるようにする。
- (3) 広場使用中に、周辺住民等から苦情が寄せられた場合は、使用者の責任において真摯に対応し、音量を下げる等の措置をとる。
- (4) また、市や警察から音量を下げる等の要請等があった場合は、速やかにその要請等に従う。
- (5) なお、上記以外にも市より別途対応をお願いする場合があります。

令和 年 月 日

Mina さかい堺市市民交流広場の使用にあたっては、上記事項を遵守します。

申請行事名： _____

申請者氏名： _____（携帯番号： _____）

使用責任者氏名： _____（携帯番号： _____）

（申請者と異なる場合）